

随意契約（相手方指定）調書

件名	町屋三丁目障がい者就労支援施設管理業務委託	5200059
工（納）期	令和8年3月31日（長期継続契約）	
契約締結日	令和5年4月1日	
契約金額	令和5年度分 2,700,120円（消費税込み）	

契約相手方	特定非営利活動法人荒川区心身障害者事業団 (法人番号：2011505000812)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	町屋三丁目障がい者就労支援施設管理業務委託
指名業者 (案)	名称 特定非営利活動法人荒川区心身障害者事業団 所在地 東京都荒川区町屋3-30-4 101 代表者 理事長 佐藤 泰祥
特命理由	<p>本件は、町屋三丁目障がい者就労支援施設において、施設利用の受付及び清掃業務等の管理業務、衛生環境の維持等を行う業務である。</p> <p>主管課では、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記法人を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課で検討したところ、 本件業務は、施設の清掃業務に加え、障がい者就労支援施設の利用者に対する円滑な受付対応が必要となる。 上記法人は、障がい者の就労の促進を目的として設立された団体であり、障がい者に必要な就労支援及び、職場環境の整備調整等についての豊富なノウハウを有していることから、利用者に対する適切な受付対応が期待できる。 上記法人は、平成23年度から本件業務を受託しており、主管課における昨年度の履行評価の最終評定では、優良との評価を得ている。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)